

石井社会保険労務士事務所職業紹介所
許可届出番号：２２－ユ－３００７９６

返戻金制度について

弊所の紹介により就職した者が入社後１カ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに帰する解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

入社後１カ月以内に雇用契約が終了した場合

３０％